

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	固定資産税賦課事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

所沢市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

所沢市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税賦課事務
②事務の内容 ※	・登記情報等や現地調査による情報に基づき、土地・家屋の評価額を決定したうえ、地方税法の規定に基づいて税額を決定し、納税義務者に対して賦課する。 ・納税義務者からの申告に基づき、償却資産の評価額を決定したうえ、税額を決定し、納税義務者に対して賦課する。 ・申請に基づき、評価証明書・公課証明書等を発行する。 【処理の流れ】 ①総務大臣が定めた固定資産評価基準に定められた評価方法により評価する。 ②土地・家屋については、法務局や建築関係担当課から、登記情報や建築確認等の情報、所有者の情報を取得する。償却資産については、取得価格等を申告により取得する。 ③現地調査を行って調書を作成し、評価情報を固定資産税システムに入力する。 ④住民登録が無い場合、所有者情報を登記情報や他自治体への照会などにより取得する。 ⑤評価額・税額の情報を所有者情報と結び付け、賦課情報を作成する。 ⑥納税通知書・申告書の作成のため、委託先に賦課情報を提供する。 ⑦賦課情報に基づき、申請に応じて評価証明書・公課証明書等を発行する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	・登記情報等や現地調査による情報に基づき、土地・家屋の評価額を決定したうえ、地方税法の規定に基づいて税額を決定し、納税義務者に対して賦課する。 ・納税義務者からの申告に基づき、償却資産の評価額を決定したうえ、税額を決定し、納税義務者に対して賦課する。 ・申請に基づき、評価証明書・公課証明書等を発行する。 【処理の流れ】 ①総務大臣が定めた固定資産評価基準に定められた評価方法により評価する。 ②土地・家屋については、法務局や建築関係担当課から、登記情報や建築確認等の情報、所有者の情報を取得する。償却資産については、取得価格等を申告により取得する。 ③現地調査を行って調書を作成し、評価情報を固定資産税システムに入力する。 ④住民登録が無い場合、所有者情報を登記情報や他自治体への照会などにより取得する。 ⑤評価額・税額の情報を所有者情報と結び付け、賦課情報を作成する。 ⑥納税通知書・申告書の作成のため、委託先に賦課情報を提供する。 ⑦賦課情報に基づき、申請に応じて評価証明書・公課証明書等を発行する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

システム2

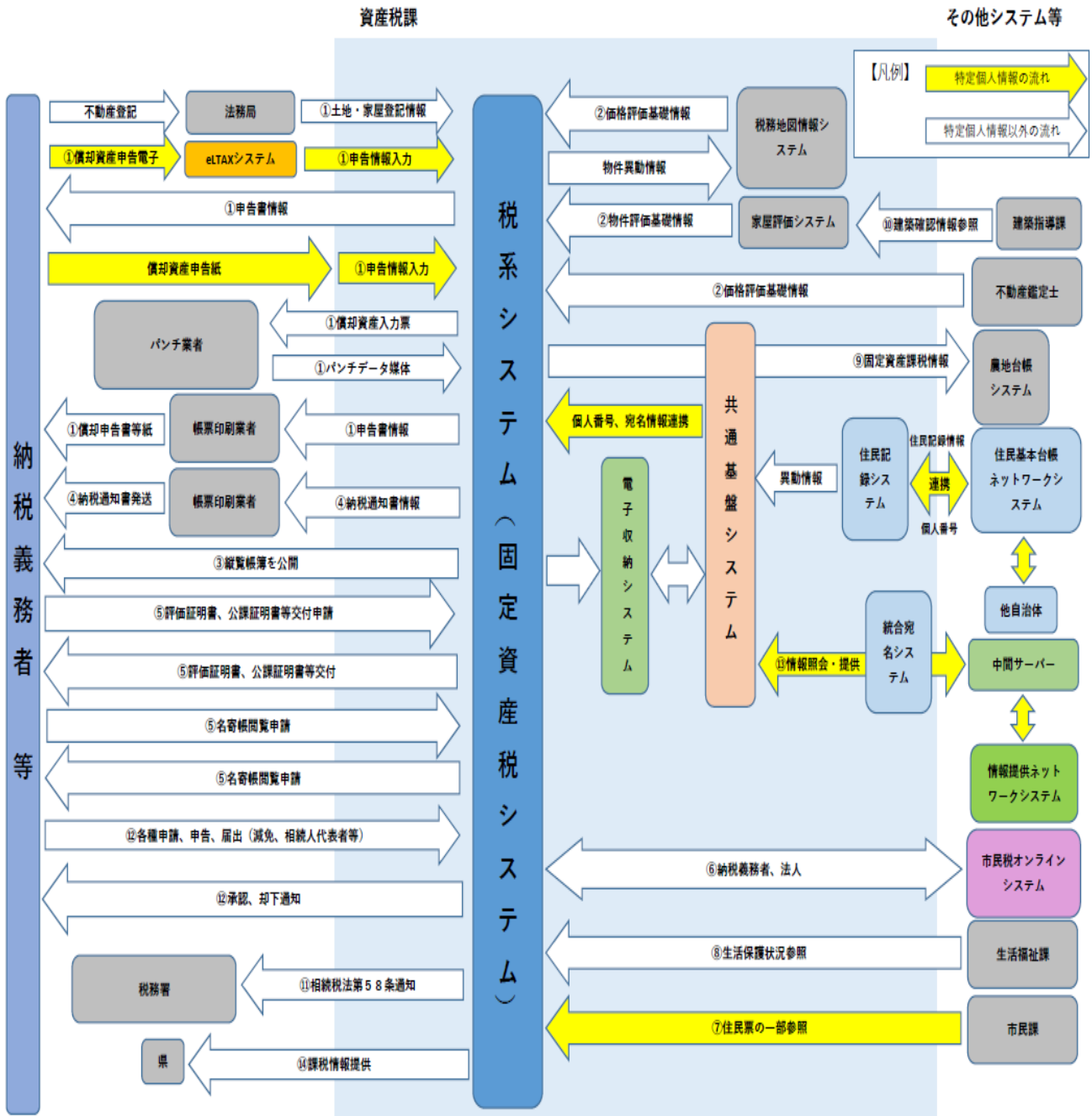
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティ管理のための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム3

①システムの名称	統合宛名管理システム
②システムの機能	①統合宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人に対し、新規に付番する機能。 ②統合宛名情報管理機能 統合宛名番号を元に、基本4情報(住所・氏名・生年月日・性別)、各業務宛名番号、個人番号などを紐付けし、管理する機能。 ③アクセス管理機能 特定個人情報にアクセスできる権限を利用者・業務システム個別に設定する機能。 ⑤情報提供連携機能 業務システムから取得した提供情報を中間サーバーへ登録する機能。 ⑥符号取得支援連携機能 住基ネットワークシステムに対し符号生成依頼を行なう機能。 ⑦共通変換機能 業務システムからの受領データ及び中間サーバーからの受領データの文字コードやデータ形式を変換する機能。 ⑧オンライン機能 中間サーバー登録情報に、業務システムを介さずに検索・表示・登録をオンラインで行なう機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、庁内業務システム)

システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	償却資産申告書データを受信し管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	賦課決定を行う上で、住民の固定資産情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	①固定資産特定の正確性の向上が図れる。 ②正確な固定資産情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項 別表24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。）第2条の表の48の項 ・番号法第19条第8号
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①土地・家屋登記情報、償却資産申告書等をもとに、課税台帳を整備する。所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とすることになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。
- ②土地の評価額を決定するため、不動産鑑定士や評価支援業者から価格を評価するための基礎情報を入手する。家屋の評価額については、家屋評価システムを活用する。
- ③縦覧帳簿を作成し、納税者へ公開する。
- ④固定資産税システムで税額を計算し、納税通知書を納税義務者へ送付する。帳票印刷及び封入封緘は、外部業者に委託する。
- ⑤納税義務者からの申請により、固定資産税に係る各種証明書を発行する。
- ⑥共通基盤から、納税義務者や法人の情報を取得する。納税義務者等からの問い合わせで、本人確認が必要な場合は基本情報を照合する。
- ⑦市民課より、住民基本台帳を参照する。
- ⑧生活福祉課より、生活保護情報を参照する。
- ⑨農地台帳システムに情報を提供する。
- ⑩建築指導課より、建築確認情報を参照する。
- ⑪税務署へ死亡者情報、固定資産評価額情報を送付する。相続税法第58条。
- ⑫各種申請、申告、届出(減免、相続人代表者等)により承認、却下通知を行う。
- ⑬必要に応じ、当市から情報元、他自治体へ、国税庁又は他自治体から当市へ照会、情報提供を行う。
- ⑭埼玉県に不動産(家屋)取得の課税情報を提供する。地方税法第73条の18第4項。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の納税義務者、納税管理人、相続人代表者	
その必要性	賦課決定事務や所有権移転事務を行ううえで適切な個人特定を行う必要があるため。	
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (4情報(氏名、性別、生年月日、住所))	
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先:①納税義務者や関係者を特定するため②納税通知書を適切に送付するため③原則登録しないが、本人への連絡等必要がある場合には登録する。 ・地方税関係情報:税額算出等を行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財務部資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度		1. 本人及び本人の代理人等からの入手 各種申告や届出の受付時 2. 庁内連携により入手 住民記録システムで異動した際に連携 3. 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要となった都度 4. 情報提供ネットワークシステム・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手 調査事務が必要となった都度(統合端末(CS端末)による住民異動情報の検索・閲覧)	
④入手に係る妥当性		地方税法第343条に定められた納税義務者について、番号法第9条に基づいて適正かつ公平な課税事務を行う為に個人番号、その他識別情報並びに4情報を入手する。	
⑤本人への明示		地方税法第343条及び同法第383条等に明示している。	
⑥使用目的 ※		固定資産税の賦課決定を行うにあたり、正確に本人特定を行う必要があるため	
変更の妥当性			
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部資産税課	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		①課税管理に関する事務 ・調査、届出、申告等による情報から、賦課・減免等の課税管理業務を行う。 ②証明発行に関する事務 ・登録した住所、氏名を各種証明書に記載する。	
情報の突合 ※		①②当該システムに登録されている情報と入手した情報を突合し個人を特定する。	
情報の統計分析 ※		資料の提出有無や固定資産等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		固定資産の所有に基づき、固定資産税を決定・更正する。	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		固定資産税システムソフトウェア保守委託	
①委託内容		固定資産税システムのソフトウェア保守、アップデートなどを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	課税の根拠を有する者(課税対象者)	
	その妥当性	固定資産税システムの運用保守業務に当たって、専門的な知識と機密保持の契約を交わした上で、委託を行っている。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他	
⑤委託先名の確認方法		原則として本評価書上で公開を行う。また、所沢市資産税課まで問合せがあれば回答する。	
⑥委託先名		Acrocityソリューションズ 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則、再委託を禁止しているが、委託事業者からの承認申請がある場合、再委託申請の妥当性(再委託理由、再委託先の履行能力・セキュリティ管理体制)を確認した上で許諾する。	
	⑨再委託事項	固定資産税システムの運用保守	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先11～15		
提供先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<固定資産税システム・統合宛名システムにおける措置> ①生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワード及び生体認証による認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <eLTAXシステムにおける措置> サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、所沢市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 <ガバメントクラウド(固定資産税システム)における措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 (1)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。(2)日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
	②保管期間 期間 その妥当性	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [10年以上20年未満] ①賦課決定に対する訴訟等のため、過去の記録を保持する必要がある。②前年情報をもとにした資料の確認等が必要となることがある。③地方税法の更正、決定等の期限制限に基づき、保存期間を定める。
③消去方法		<固定資産税システム・統合宛名システムにおける措置>①消去は各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が消去することはない。固定資産税課税事務に係る保管期限が過ぎたものは、職員と確認のうえで削除連携を行う。②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①特定個人情報の消去は、当市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <eLTAXシステムにおける措置>①特定個人情報のデータについては、復元できないよう、物理的破壊により消去を行う。 <ガバメントクラウド(固定資産税システム)における措置>①特定個人情報の消去は当市からの操作によって実施される。当市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。③既存システムについては、当市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**(1) 固定資産税情報ファイル 1 / 5**

固定資産税情報ファイル		
No.	項目名	
1	削除フラグ	61 特例分子
2	利用団体コード	62 特例分母
3	合併前利用団体コード	63 特例地積
4	一筆コード	64 特例開始年
5	賦課年度	65 特例終了年
6	年度SEQ	66 免除
7	有効年度	67 免除分子
8	有効年度SEQ	68 免除分母
9	義務者コード	69 免除地積
10	異動事由	70 免除開始年
11	異動日	71 免除終了年
12	登記受付日	72 オプション
13	登記原因日	73 法務局連携
14	登記名義人有無	74 画像名称
15	大字	75 農地法転用届出日
16	大字附番	76 農地法転用許可日
17	小字(丁目)	77 農地法区分
18	小字附番	78 代表大字
19	本番	79 代表大字附番
20	本番附番	80 代表小字(丁目)
21	枝番	81 代表小字附番
22	枝番附番	82 代表本番
23	子番	83 代表本番附番
24	子番附番	84 代表枝番
25	孫番	85 代表枝番附番
26	孫番附番	86 代表子番
27	曾番	87 代表子番附番
28	曾番附番	88 代表孫番
29	玄番	89 代表孫番附番
30	玄番附番	90 代表曾番
31	多地目	91 代表曾番附番
32	多評価	92 代表玄番
33	他地番有無	93 代表玄番附番
34	台帳地目	94 代表多地目
35	現況地目	95 代表多評価
36	課税地目	96 画地状況
37	国調地目	97 建物床面積
38	台帳地積	98 延床面積
39	現況地積	99 居住床面積
40	課税地積	100 棟数
41	国調地積	101 住居数
42	証明発行	102 住宅割合
43	評価基準	103 画地総地積
44	宅地比率区分	104 画地総筆数
45	課税計算方法	105 画地小規模地積
46	計算チェック	106 画地一般地積
47	他市町村境界	107 画地非住宅地積
48	軍用地	108 小規模地積
49	固定税率区分	109 一般地積
50	都市税率区分	110 非住宅地積
51	農業用施設用地区分	111 個人非住宅地積
52	用途地域	112 法人非住宅地積
53	メモ有無	113 個人法人
54	市街化	114 前所有者
55	都市計画税	115 更新職員番号
56	課税非課税	116 更新年月日
57	非課税地積	117 更新時刻
58	課税保留	118 近傍台帳地目
59	特例	119 近傍現況地目
60	特例先	120 近傍課税地目
		121 近傍大字
		122 近傍大字附番
		123 近傍小字(丁目)
		124 近傍小字附番
		125 近傍本番
		126 近傍本番附番
		127 近傍枝番
		128 近傍枝番附番
		129 近傍子番
		130 近傍子番附番
		131 近傍孫番
		132 近傍孫番附番
		133 近傍曾番
		134 近傍曾番附番
		135 近傍玄番
		136 近傍玄番附番
		137 近傍多地目
		138 近傍多評価
		139 近傍一筆コード
		140 下落率
		141 小規模下落率
		142 一般下落率
		143 非住宅下落率
		144 個人非住宅下落率
		145 法人非住宅下落率
		146 固定負担水準
		147 固定小規模負担水準
		148 固定一般負担水準
		149 固定非住宅負担水準
		150 固定個人非住宅負担水準
		151 固定法人非住宅負担水準
		152 都市負担水準
		153 都市小規模負担水準
		154 都市一般負担水準
		155 都市非住宅負担水準
		156 都市個人非住宅負担水準
		157 都市法人非住宅負担水準
		158 近傍賦課年度
		159 近傍年度SEQ
		160 登記地目
		161 登記地積
		162 図面番号
		163 評価額
		164 小規模評価額
		165 一般評価額
		166 非住宅評価額
		167 個人非住宅評価額
		168 法人非住宅評価額
		169 固定負担調整率
		170 固定前年課税標準額
		171 固定課税標準額
		172 固定特例後課税標準額
		173 固定減免課税標準額
		174 固定減免税額
		175 固定免除課税標準額
		176 固定免除税額
		177 固定小規模負担調整率
		178 固定前年小規模課税標準額
		179 固定小規模課税標準額
		180 固定特例後小規模課税標準額
		181 固定一般負担調整率
		182 固定前年一般課税標準額
		183 固定一般課税標準額
		184 固定特例後一般課税標準額

(1) 固定資産税情報ファイル 2 / 5

185	固定非住宅負担調整率	247	砂防調査地目	309	耕うん農道
186	固定前年非住宅課税標準額	248	砂防調査地積	310	耕うん形状
187	固定非住宅課税標準額	249	砂防対象地積	311	耕うん障害物
188	固定特例後非住宅課税標準額	250	砂防対象率	312	耕うん土性
189	固定個人非住宅負担調整率	251	砂防開始	313	耕うん礫
190	固定前年個人非住宅課税標準額	252	砂防終了	314	耕うん乾湿
191	固定個人非住宅課税標準額	253	比準大字	315	耕うん比準率
192	固定特例後個人非住宅課税標準額	254	比準大字附番	316	災害
193	固定法人非住宅負担調整率	255	比準小字（丁目）	317	災害比準率
194	固定前年法人非住宅課税標準額	256	比準小字附番	318	宅地状況
195	固定法人非住宅課税標準額	257	比準本番	319	宅地間口
196	固定特例後法人非住宅課税標準額	258	比準本番附番	320	宅地奥行
197	都市負担調整率	259	比準枝番	321	宅地奥行比準率
198	都市前年読替後課税標準額	260	比準枝番附番	322	宅地形状
199	都市前年課税標準額	261	比準子番	323	宅地形状比準率
200	都市読替後課税標準額	262	比準子番附番	324	宅地その他比準種
201	都市読替後特例後課税標準額	263	比準孫番	325	宅地その他比準率
202	都市課税標準額	264	比準孫番附番	326	補正率他
203	都市減額課税標準額	265	比準曾番	327	標準地格差
204	都市減額税額	266	比準曾番附番	328	道路幅員
205	都市特例後課税標準額	267	比準玄番	329	支線道路距離
206	都市減免課税標準額	268	比準玄番附番	330	支線標準地格差
207	都市減免税額	269	造成費	331	支線距離補正率
208	都市免除課税標準額	270	形状	332	幹線道路距離
209	都市免除税額	271	評価方法	333	幹線標準地格差
210	都市小規模負担調整率	272	宅地比準判定	334	幹線距離補正率
211	都市前年読替後小規模課税標準額	273	標準地番号	335	不毛地割合
212	都市前年小規模課税標準額	274	標準地補正率	336	不毛地補正率
213	都市読替後小規模課税標準額	275	標準地価格	337	土層深さ
214	都市小規模課税標準額	276	標準地比準率	338	土層補正率
215	都市読替後特例後小規模課税標準額	277	比準率設定判定	339	平地林距離
216	都市特例後小規模課税標準額	278	補正先	340	平地林距離補正率
217	都市一般負担調整率	279	補正種類	341	平地林道路
218	都市前年読替後一般課税標準額	280	補正率	342	平地林道路補正率
219	都市前年一般課税標準額	281	無道路近奥行	343	正面路線用途地域
220	都市読替後一般課税標準額	282	無道路遠奥行	344	正面路線番号
221	都市一般課税標準額	283	無道路通路補正	345	正面路線補正率
222	都市読替後特例後一般課税標準額	284	無道路奥行補正	346	正面路線間口
223	都市特例後一般課税標準額	285	無道路補正率	347	正面路線奥行
224	都市非住宅負担調整率	286	無道路適用率	348	正面路線間口狭小補正率
225	都市前年読替後非住宅課税標準額	287	三角地最小角区分	349	正面路線奥行逡減（補正）率
226	都市前年非住宅課税標準額	288	三角地最小角	350	正面路線奥行長大補正率
227	都市読替後非住宅課税標準額	289	三角地角度補正率	351	正面路線奥行短小補正率
228	都市非住宅課税標準額	290	三角地面積最小角	352	正面路線価格
229	都市読替後特例後非住宅課税標準額	291	三角地面積補正率	353	側方路線用途地域
230	都市特例後非住宅課税標準額	292	三角地補正適用率	354	側方路線番号
231	都市個人非住宅負担調整率	293	がけ（崖）地間口	355	側方路線補正率
232	都市前年読替後個人非住宅課税標準額	294	がけ（崖）地奥行	356	側方路線間口
233	都市前年個人非住宅課税標準額	295	がけ（崖）地積	357	側方路線奥行
234	都市読替後個人非住宅課税標準額	296	がけ（崖）割合	358	側方路線奥行逡減（補正）率
235	都市個人非住宅課税標準額	297	がけ（崖）補正率	359	側方路線角地
236	都市読替後特例後個人非住宅課税標準額	298	日照の状況	360	側方路線加算率
237	都市特例後個人非住宅課税標準額	299	日照比準率	361	側方路線価格
238	都市法人非住宅負担調整率	300	田面の乾湿	362	二方路線用途地域
239	都市前年読替後法人非住宅課税標準額	301	田面比準率	363	二方路線番号
240	都市前年法人非住宅課税標準額	302	農地の傾斜	364	二方路線補正率
241	都市読替後法人非住宅課税標準額	303	傾斜比準率	365	二方路線間口
242	都市法人非住宅課税標準額	304	保水・排水	366	二方路線奥行
243	都市読替後特例後法人非住宅課税標準額	305	保水排水比準率	367	二方路線奥行逡減（補正）率
244	都市特例後法人非住宅課税標準額	306	面積	368	二方路線角地
245	評価年	307	面積比準率	369	二方路線加算率
246	砂防補正	308	耕うんの難易	370	二方路線価格

(1) 固定資産税情報ファイル 3 / 5

371	正面不整形補正区分	433	登記地上階	495	耐用年数
372	正面想定間口	434	登記地下階	496	耐用年数前年中減価残存率
373	正面想定奥行	435	登記高床	497	耐用年数前年前減価残存率
374	正面想定地積	436	登記種類	498	耐用年数有効年度
375	正面蔭地割合	437	登記一階床面積	499	資産名称
376	正面不整形補正率	438	登記一階以外床面積	500	取得価格
377	側方不整形補正区分	439	登記合計床面積	501	減少価格
378	側方想定間口	440	登記居住床面積	502	非課税
379	側方想定奥行	441	登記住居数	503	減免
380	側方想定地積	442	棟数除外判定	504	減免分子
381	側方蔭地割合	443	マンションコード	505	減免分母
382	側方不整形補正率	444	非課税面積	506	減免開始年
383	二方不整形補正区分	445	免除面積	507	減免終了年
384	二方想定間口	446	新築軽減適用	508	増加償却判定
385	二方想定奥行	447	新築軽減適用面積	509	増加償却期間
386	二方想定地積	448	新築軽減適用戸数	510	増加償却割合
387	二方蔭地割合	449	新築軽減適用終了年	511	取替法判定
388	二方不整形補正率	450	新築軽減不適用	512	評価の最低限度
389	不整形補正率採用判定	451	新築軽減不適用戸数	513	評価額課税標準額
390	不整形補正率	452	多用途主用途	514	評価額減免課税標準額
391	強制入力区分	453	多用途主一階床面積	515	評価額減免税額
392	m ² 価格	454	多用途主一階外床面積	516	評価額免除課税標準額
393	前一筆コード	455	多用途主合計床面積	517	評価額免除税額
394	前賦課年度	456	多用途主評価額	518	帳簿額
395	前年度SEQ	457	多用途従用途	519	帳簿の最低限度
396	前異動事由	458	多用途従一階床面積	520	帳簿額課税標準額
397	後一筆コード	459	多用途従一階外床面積	521	帳簿額減免税標準額
398	後賦課年度	460	多用途従合計床面積	522	帳簿額減免税額
399	後年度SEQ	461	多用途従評価額	523	帳簿額免除課税標準額
400	後異動事由	462	多用途従1用途	524	帳簿額免除税額
401	沿革事由	463	固定新築軽減課税標準額	525	決定判定
402	沿革備考文	464	固定新築軽減税額	526	異動年月日
403	連番	465	構造	527	構築物前年前取得価格
404	異動前	466	用途	528	構築物前年中減少価格
405	異動後	467	評価一階床面積	529	構築物前年中取得価格
406	物件区分	468	評価一階以外床面積	530	構築物非課税資産取得価格
407	物件コード	469	評価合計床面積	531	構築物差引取得額合計価格
408	所在地区分	470	一点単価	532	構築物資産数
409	一棟コード	471	損耗率	533	構築物帳簿価格
410	家屋番号	472	地域率	534	構築物評価価格
411	家屋番号附番	473	利用率	535	構築物決定価格
412	同棟コード	474	その他補正率	536	構築物課税標準額
413	主棟コード	475	当初m ² 評点数	537	構築物特例後課税標準額
414	新增築判定	476	当初再建築費評点数	538	構築物減免税標準額
415	建築日	477	前回m ² 評点数	539	構築物減免税額
416	改築日	478	前回再建築費評点数	540	構築物免除課税標準額
417	現況構造	479	前回経年減点補正率	541	構築物免除税額
418	現況屋根	480	前回理論評価額	542	機械前年前取得価格
419	現況用途	481	前回評価額	543	機械前年中減少価格
420	現況種類	482	今回m ² 評点数	544	機械前年中取得価格
421	現況地上階	483	今回再建築費評点数	545	機械非課税資産取得価格
422	現況地下階	484	今回経年減点補正率	546	機械差引取得額合計価格
423	現況高床	485	今回理論評価額	547	機械資産数
424	評価用途	486	今回評価額	548	機械帳簿価格
425	現況一階床面積	487	一品コード	549	機械評価価格
426	現況一階以外床面積	488	資産コード	550	機械決定価格
427	現況合計床面積	489	処理区分	551	機械課税標準額
428	現況居住床面積	490	申告日	552	機械特例後課税標準額
429	現況住居数	491	種類	553	機械減免税標準額
430	登記構造	492	取得年月	554	機械減免税額
431	登記屋根	493	賦課開始年	555	機械免除課税標準額
432	登記用途	494	数量	556	機械免除税額

(1) 固定資産税情報ファイル

4 / 5

557	船舶前年前取得価格	619	資産計前年中取得価格	681	特別償却又は圧縮記帳
558	船舶前年中減少価格	620	資産計非課税資産取得価格	682	税務会計上の償却方法
559	船舶前年中取得価格	621	資産計差引取得額合計価格	683	青色申告
560	船舶非課税資産取得価格	622	資産計資産数	684	資産の所在地
561	船舶差引取得額合計価格	623	資産計帳簿価格	685	借用資産
562	船舶資産数	624	資産計評価価格	686	貸主の名称等
563	船舶帳簿価格	625	資産計決定価格	687	事業所用家屋の所有区分
564	船舶評価価格	626	資産計課税標準額	688	備考 1
565	船舶決定価格	627	資産計特例後課税標準額	689	備考 2
566	船舶課税標準額	628	資産計減免課税標準額	690	申告書発送区分
567	船舶特例後課税標準額	629	資産計減免税額	691	訂正年月日
568	船舶減免税標準額	630	資産計免除課税標準額	692	申告書発送日
569	船舶減免税額	631	資産計免除税額	693	申告書督促発送日
570	船舶免除課税標準額	632	大臣決定価格	694	申告書催告発送日
571	船舶免除税額	633	大臣特例後課税標準額	695	課税者コード
572	航空機前年前取得価格	634	大臣減免税標準額	696	行政基本コード
573	航空機前年中減少価格	635	大臣減免税額	697	構成員コード
574	航空機前年中取得価格	636	大臣課税標準額	698	共有区分
575	航空機非課税資産取得価格	637	知事 3 8 9 決定価格	699	按分区分
576	航空機差引取得額合計価格	638	知事 3 8 9 特例後課税標準額	700	部屋番号
577	航空機資産数	639	知事 3 8 9 減免税標準額	701	履歴番号
578	航空機帳簿価格	640	知事 3 8 9 減免税額	702	合算区分
579	航空機評価価格	641	知事 3 8 9 課税標準額	703	課税区分
580	航空機決定価格	642	知事 7 4 3 決定価格	704	更正日
581	航空機課税標準額	643	知事 7 4 3 特例後課税標準額	705	更正番号
582	航空機特例後課税標準額	644	知事 7 4 3 減免税標準額	706	更正期別
583	航空機減免税標準額	645	知事 7 4 3 減免税額	707	更正事由
584	航空機減免税額	646	知事 7 4 3 課税標準額	708	更正理由
585	航空機免除課税標準額	647	合計決定価格	709	名寄帳ページ数
586	航空機免除税額	648	合計課税標準額	710	名寄帳順 1
587	運搬具前年前取得価格	649	合計特例後課税標準額	711	名寄帳順 2
588	運搬具前年中減少価格	650	合計減免税標準額	712	田資産数
589	運搬具前年中取得価格	651	合計減免税額	713	田地積
590	運搬具非課税資産取得価格	652	合計免除課税標準額	714	田評価額
591	運搬具差引取得額合計価格	653	合計免除税額	715	田固定課標
592	運搬具資産数	654	前年決定価格	716	田固定特例後課標
593	運搬具帳簿価格	655	前年課税標準額	717	田固定減免税標準額
594	運搬具評価価格	656	前年特例後課税標準額	718	田固定減免税額
595	運搬具決定価格	657	前年減免税標準額	719	田固定免除課標
596	運搬具課税標準額	658	前年減免税額	720	田固定免除税額
597	運搬具特例後課税標準額	659	申告書区分	721	田都市課標
598	運搬具減免税標準額	660	代表者氏名	722	田都市特例後課標
599	運搬具減免税額	661	屋号	723	田都市減免税標準額
600	運搬具免除課税標準額	662	事業種目	724	田都市減免税額
601	運搬具免除税額	663	事業種目名称	725	田都市減額課標
602	工具前年前取得価格	664	資本金額	726	田都市減額税額
603	工具前年中減少価格	665	事業開始年月	727	田都市免除課標
604	工具前年中取得価格	666	決算期 (自)	728	田都市免除税額
605	工具非課税資産取得価格	667	決算期 (至)	729	畑資産数
606	工具差引取得額合計価格	668	作成理由	730	畑地積
607	工具資産数	669	事業廃止年月日	731	畑評価額
608	工具帳簿価格	670	閉鎖理由	732	畑固定課標
609	工具評価価格	671	応答者所属	733	畑固定特例後課標
610	工具決定価格	672	応答者氏名	734	畑固定減免税標準額
611	工具課税標準額	673	応答者電話番号	735	畑固定減免税額
612	工具特例後課税標準額	674	税理士氏名	736	畑固定免除課標
613	工具減免税標準額	675	税理士番号	737	畑固定免除税額
614	工具減免税額	676	税理士電話番号	738	畑都市課標
615	工具免除課税標準額	677	短縮耐用年数	739	畑都市特例後課標
616	工具免除税額	678	増加償却資産	740	畑都市減免税標準額
617	資産計前年前取得価格	679	非課税該当資産	741	畑都市減免税額
618	資産計前年中減少価格	680	課税標準額の特例	742	畑都市減額課標

(1) 固定資産税情報ファイル 5 / 5

743	畑都市減額税額	805	木造新築軽減課標	867	家屋免税点
744	畑都市免除課標	806	木造新築軽減税額	868	償却免税点
745	畑都市免除税額	807	木造固定減免課標	869	固定資産税課標
746	宅地資産数	808	木造固定減免税額	870	固定資産税率
747	宅地地積	809	木造固定免除課標	871	固定算出税額
748	宅地評価額	810	木造固定免除税額	872	固定人の減免税額
749	宅地固定課標	811	木造都市課標	873	固定減免開始日
750	宅地固定特例後課標	812	木造都市特例後課標	874	固定減免開始期
751	宅地固定減免課標	813	木造都市減免課標	875	固定減免終了日
752	宅地固定減免税額	814	木造都市減免税額	876	固定減免終了期
753	宅地固定免除課標	815	木造都市免除課標	877	固定合計減免税額
754	宅地固定免除税額	816	木造都市免除税額	878	固定免除開始日
755	宅地都市課標	817	非木造資産数	879	固定免除終了日
756	宅地都市特例後課標	818	非木造床面積	880	固定合計免除税額
757	宅地都市減免課標	819	非木造評価額	881	固定区分按分税額
758	宅地都市減免税額	820	非木造固定課標	882	固定共有按分税額
759	宅地都市減額課標	821	非木造固定特例後課標	883	固定確定税額
760	宅地都市減額税額	822	非木造新築軽減課税標準額	884	都市計画税課税標準額
761	宅地都市免除課標	823	非木造新築軽減税額	885	都市計画税率
762	宅地都市免除税額	824	非木造固定減免課税標準額	886	都市算出税額
763	山林資産数	825	非木造固定減免税額	887	都市人の減免税額
764	山林地積	826	非木造固定免除課標	888	都市減免開始日
765	山林評価額	827	非木造固定免除税額	889	都市減免開始期
766	山林固定課標	828	非木造都市課標	890	都市減免終了日
767	山林固定特例後課標	829	非木造都市特例後課標	891	都市減免終了期
768	山林固定減免課標	830	非木造都市減免課標	892	都市合計減免税額
769	山林固定減免税額	831	非木造都市減免税額	893	都市免除開始日
770	山林固定免除課標	832	非木造都市免除課標	894	都市免除終了日
771	山林固定免除税額	833	非木造都市免除税額	895	都市合計免除税額
772	山林都市課標	834	家屋非課税資産数	896	都市区分按分税額
773	山林都市特例後課標	835	家屋非課税床面積	897	都市共有按分税額
774	山林都市減免課標	836	家屋非課税評価額	898	都市確定税額
775	山林都市減免税額	837	家屋合計資産数	899	年税額
776	山林都市減額課標	838	家屋合計床面積	900	期割税額 1
777	山林都市減額税額	839	家屋合計評価額	901	期割税額 2
778	山林都市免除課標	840	家屋合計固定課標	902	期割税額 3
779	山林都市免除税額	841	家屋合計固定特例後課標	903	期割税額 4
780	土地非課税資産数	842	家屋合計新築軽減課税標準額	904	期割税額 5
781	土地非課税地積	843	家屋合計新築軽減税額	905	期割税額 6
782	土地非課税評価額	844	家屋合計固定減免課標	906	期割税額 7
783	土地合計資産数	845	家屋合計固定減免税額	907	期割税額 8
784	土地合計地積	846	家屋合計固定免除課標	908	期割税額 9
785	土地合計評価額	847	家屋合計固定免除税額	909	期割税額 1 0
786	土地合計固定課標	848	家屋合計都市課標	910	期割税額 1 1
787	土地合計固定特例後課標	849	家屋合計都市特例後課標	911	期割税額 1 2
788	土地合計固定減免課標	850	家屋合計都市減免課標	912	期割税額 1 3
789	土地合計固定減免税額	851	家屋合計都市減免税額	913	期割税額 1 4
790	土地合計固定免除課標	852	家屋合計都市免除課標	914	期割税額 1 5
791	土地合計固定免除税額	853	家屋合計都市免除税額		
792	土地合計都市課標	854	償却資産数		
793	土地合計都市特例後課標	855	償却評価額		
794	土地合計都市減免課標	856	償却帳簿価格		
795	土地合計都市減免税額	857	償却課税標準額		
796	土地合計都市減額課標	858	償却特例後課標		
797	土地合計都市減額税額	859	償却減免課標		
798	土地合計都市免除課標	860	償却減免税額		
799	土地合計都市免除税額	861	償却免除課標		
800	木造資産数	862	償却免除税額		
801	木造床面積	863	償却大臣課標		
802	木造評価額	864	償却知事課標		
803	木造固定課標	865	償却合計課標		
804	木造固定特例後課標	866	土地免税点		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	他の機関及び庁内連携で個人情報を入手する際に、対象者・対象項目以外の情報を入手しないこととする。 住民からの申請書等の受付の場合は、本人以外の情報を誤って記載することがないように様式を工夫し、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにしている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	①課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者であるので、その他の情報を入手することはない。（住登外課税する場合は、税務調査により当市の課税対象者であることを確認した上で、情報を入手している。）②住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要な情報以外の情報を入手することはない。④統合宛名システムは完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。②電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、当市を郵送先としており、詐取・奪取が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行う。②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日の4情報の確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	①提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号に突合させることで、個人番号の真正性を確認する。②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。②正確性に疑義が生じた場合は、税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。③申告等情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、入力、削除及び訂正した内容を確認する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	①窓口で本人又は代理人が申告する場合は、職員が直接申告書等を収受する。②申告会場での申告の場合は、集計担当者が申告書を取りまとめ収受処理をする。③郵送等での申告の場合は、返信用封筒や記載手引きに担当課の宛名・住所を明記し確実に返送されるようにする。郵送等により受付けた課税資料等は、散逸防止可能な容器等に現物を入れて作業場所まで運搬する。また、同封資料が複数ある際は必ずファイル等でひとまとめにし、各処理担当へ直接届けるか、不在時は鍵のかかる所定の場所へしまう。④電子データで提出される課税資料等はeLTAXの専用回線を介して入手し、個別にIDとパスワードを設け本事務を行う職員の中でもアクセスできる職員を制限している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	税収納システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、一切行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	①固定資産税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務では、画面表示に個人番号を表示しない。 ②個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ③権限のない者が統合宛名システムに接続することを認めない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID／システムパスワードの発行管理 ・業務主管課からの申請に基づき、セキュリティ管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	セキュリティ責任者は、ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①ユーザーIDとともに個人住民税システムで特定個人情報の更新、照会、発行の記録をログ情報で保管している。②当該特定個人情報の文書保存期間は、ログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	①漏えい事件等の報道記事を職員に配布し、注意喚起する。②情報セキュリティについて研修する。③システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて情報セキュリティ管理者が点検し、当該従業者に対して使用状況について確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	①資産税課において外部媒体へのデータのコピーは制御されており、関係部署においては、権限が閲覧のみに制御されているため、不正に複製されることはない。②委託先における無許可のデータ複製を契約上禁止している。③情報セキュリティについて研修を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバー等を使用して、長時間にわたり各種情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・各種情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承諾を得る。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	①委託事業者選定条件にプライバシーマーク認証の取得を要件としており、契約に当たっては秘密保持契約も締結している。②委託先に対し、従業者の教育・啓発の実施を契約において義務付けている。③委託先に対し、必要に応じて訪問、情報管理体制の確認を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	①特定個人情報取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報へアクセスできる作業員を制限している。②アカウント制限をしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①特定個人情報を使用した業務についての作業従事者、従事日時等を記録しておき、必要に応じて提出することを義務付けている。②ID及びパスワードによりユーザー認証を行い、受託業者のアクセス記録のログを保管しており、必要に応じ当該ログを確認することができる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①委託先から他者への個人情報の提供を禁止している。②委託元は、事前に通知することなく、個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①データの授受に際して記録を残すこととしている。②委託先が特定個人情報を目的外に使用することは、契約上禁止されている。③委託元は、事前に通知することなく個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	①個人情報を保管する必要がなくなったときには、速やかに委託元に返却又は復元が可能な方法により消去しなければならない。②委託元は、事前に通知することなく、個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報の複写、複製の禁止 ・機密保持 ・目的外使用、第三者提供の禁止 ・再委託の禁止（再委託する場合は、委任元の書面による事前の同意が必要） ・事故等の報告 ・検査監督権	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託先に対し、委託先と同様の機密保持に関する規定を契約において義務付けている。 ・委託元は、事前に通知することなく個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①固定資産税においては、特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定するとともに、提供した情報等をシステム上で、ログを記録する。 ②eLTAXシステムでの情報提供は、操作ログを取得している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住民基本台帳法等の法令により認められる提供のみ行う。	
その他の措置の内容	ユーザーIDとパスワードにより操作できる職員を限定するとともに、記録を十分に監視し、認証された業務外の利用や複製の持出しをしないよう年に1回以上取扱いに関する研修を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①認証されない相手方への情報の提供はされないことがシステム上で担保される。②情報提供の記録が逐一保存され、その記録を監視することで不適正な方法による提供・移転を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①固定資産税システムにおいては、認証されない相手方への情報の移転・提供はされないことがシステム上で担保される。 ②eLTAXシステムにおいては、あらかじめ定められた仕様で作成された特定個人情報の規格となっており、誤った情報・誤った相手方に提供移転してしまうリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月総務省令第9号)第2条及び番号法第19条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能<統合宛名システムにおける措置> 番号連携DBから中間サーバーへの情報更新を日次で行ない、できうる限り最新の情報を提供できるよう努める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を本市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ②ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ③日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウド(固定資産税システム)における措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <庁内システムにおける措置> ①端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ②端末廃棄時はHDD又はSSDのデータ消去を行う。 ③サーバーについては、生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置しており、サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要となる。 ④無停電電源装置及び自家発電装置を使用している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<eLTAXにおける措置>eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、当市の管理するネットワーク (LGWAN回線) であり、かつ、利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置) 等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<統合宛名システムにおける措置>統合宛名システムへは、直接アクセスできないようにする。 <ガバメントクラウド(固定資産税システム)における措置>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②当市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。⑤当市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。⑦当市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。⑧当市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。<各事務システムにおける措置>①導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。②コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。③各事務システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		(1)委託先のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃(身代金要求型サイバー攻撃)を受けたため、3,611名の個人情報の漏えいのおそれの事案が発生した。 (2)職員が14名の親族の個人番号を不正に取得し、所得状況等を調べ、扶養している事実がないにもかかわらず、職員自身及び配偶者の市・県民税の扶養控除の修正申告を行い、不正に利得を得た。	
再発防止策の内容		(1)委託先は、多要素認証等の堅牢なセキュリティ対策を講じたシステムを構築、稼働予定としている。委託するにあたり、情報漏えい等への対策が充分であるか、引き続き定期的にセキュリティ要件をチェックしていく。 (2)次の再発防止策を実施した。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムの操作は、必ず複数の職員で確認しながら行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの職員による閲覧及び閲覧の範囲は、事前に必ず上司の確認、及び許可を受けてから行う。また以下の複数の再発防止策を実施予定である。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを閲覧する職員に対し、閲覧は業務上必要な場合に限られ、目的外利用は厳しく制限されることについて、教育・研修にて改めて注意喚起を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムによる調査対象者一覧と事後のシステムログの照合確認を徹底する。	
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		死者の個人番号と生存する者の個人番号を分けて管理していないため、生存する者の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容		①固定資産税においては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収又は還付を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。②中間サーバーにおいては、固定資産税システムで作成された賦課情報ファイルを共通基盤システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまるため、固定資産税システムの更新に応じて修正されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容		<中間サーバー・統合宛名システムにおける措置>中間サーバー、統合宛名管理システムにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。<ガバメントクラウド(固定資産税システム)における措置>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的なチェック方法	＜当市における措置＞年に1回以上、担当者が評価書の記載内容通りの運用がされているか確認を行い、必要に応じて運用の見直しを図る。＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運営に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にやっている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な内容	＜当市における措置＞内部監査を定期的の実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。セキュリティ対策の監査を実施している。＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。＜ガバメントクラウド(固定資産税システム)における措置＞ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にやっている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な方法	＜所沢市における措置＞ ①年に一回、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する新聞記事を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。		
＜ガバメントクラウド(固定資産税システム)における措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、当市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、当市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 受付窓口: 所沢市役所1階 市政情報センター 04-2998-9206
②請求方法	書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示の方法を「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用負担が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	固定資産課税台帳(補充台帳)ファイル
公表場所	所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所1階 市政情報センター 所沢市ホームページ(トップページからサイト内のキーワード検索で「個人情報ファイル簿」検索)
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	所沢市役所資産税課 04-2998-9068
②対応方法	問合せ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて庁内横断的な連絡を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年6月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]